

参考配布

平成 27 年 2 月 18 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

03(3502)5227 (夜 間)

## 派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令

標記について、岐阜労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、岐阜労働局が配布した資料です。

岐阜労働局 発表  
平成27年2月18日(水)

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課	
	需給調整事業室長	かわで 川出 裕一
	需給調整指導官	さこう 酒向 一人
	電話	058-245-1312
	FAX	058-245-3105

## 特定派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

岐阜労働局（局長：佐々木秀一）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下、「労働者派遣法」という。）に基づき、労働者派遣事業を営む特定派遣元事業主に対して、本日、同法第49条第1項の規定に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

### 記

#### 第1 上記命令に係る特定派遣元事業主について

1. 事業主名称 ことぶきさんぎょう 寿産業株式会社
2. 代表者 取締役 さの みねお 佐野 峯男
3. 所在地 岐阜県岐阜市葭町五丁目7番地1階
4. 届出受理番号 特21-300835
5. 届出受理年月日 平成26年1月21日

## 第2 処分理由及び処分内容

### 1. 処分理由

寿産業有限会社は、平成26年4月9日から平成26年9月30日までの期間、労働者派遣法第22条に違反して、少なくとも367人日について、同法第6条に定める欠格事由に該当する他人に自己の名義を貸して、特定労働者派遣事業を行わせていたこと。

### 2. 処分内容

以下のとおり、労働者派遣法第49条第1項の規定に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

- (1) 労働者派遣事業の全てを対象として、労働者派遣法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講じることを前提に、速やかに是正すること。

なお、総点検に当たっては、特に労働者派遣法第22条について重点的に点検すること。

- (2) 上記（処分理由）の事項に係る労働者派遣法違反について、その発生の経過及びその原因を明らかにした上で、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 労働者派遣法等労働に関する法律に違反することのないよう、確実な方法により法令等労働者派遣制度の理解の徹底を図るとともに、自らが実施する労働者派遣事業の全体における遵法体制の整備を図ること。

以上

## < 参考条文 >

### 労働者派遣法(抄)

#### (用語の意義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをい  
い、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してす  
るものを含まないものとする。
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象と  
なるものをいう。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。
- 四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業を  
いう。
- 五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働  
者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである  
労働者派遣事業をいう。

#### (許可の欠格事由)

**第6条** 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の許可を受けるこ  
とができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法  
律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若

しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第50条（第2号に係る部分に限る。）及び第52条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

二 健康保険法（大正11年法律第70号）第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法（昭和14年法律第73号）第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第51条前段若しくは第54条第1項（同法第51条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第102条、第103条の2若しくは第104条第1項（同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第46条前段若しくは第48条第1項（同法第46条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条若しくは第86条（同法第83条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して5年を経過しない者

三 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

四 第14条第1項（第1号を除く。）の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消され、又は第21条第1項の規定により特定労働者派遣事

業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日から起算して5年を経過しない者

五 第14条第1項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第1号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第1号又は第2号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）又は第21条第1項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第1号又は第2号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消し又は命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当該取消し又は命令の日から起算して5年を経過しないもの

六 第14条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第21条第1項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第13条第1項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第20条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの

- 七 前号に規定する期間内に第13条第1項の規定による一般労働者派遣事業の廃止の届出又は第20条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前60日以内に当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）
- 九 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十一 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十二 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

#### (事業開始の欠格事由)

**第17条** 第6条各号のいずれかに該当する者は、新たに特定労働者派遣事業の事業所を設けて当該特定労働者派遣事業を行つてはならない。

#### (名義貸しの禁止)

**第22条** 特定派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。

### (改善命令等)

**第 49 条** 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第 23 条第 3 項及び第 23 条の 2 の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改替その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

### (権限の委任)

**第 56 条** この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。